


株式会社フェイスを認定！

徳島県内
第29号

次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、徳島県内第29号として、株式会社フェイスを平成25年10月21日付けて認定しました。

 徳島労働局長室で認定通知書交付式を行いました



平成25年11月7日の認定通知書交付式において、樋野局長から認定通知書の交付を受ける株式会社フェイスの東條代表取締役（右）



次世代認定マーク「くるみん」

株式会社フェイスの取組の概要

1 行動計画の期間

平成23年9月15日～平成25年9月14日までの2年

2 行動計画の目標

- ① 3歳以上小学校に入学するまでの子を持つ従業員を対象とする、短時間勤務の制度を平成25年4月までに、「育児休業等の規程」の改定にて制度化する。
- ② 子供の学校行事への参加のための休暇制度を導入する。

3 取組結果

- ① 平成24年8月、「育児・介護休業等に関する規則」を改定し、育児短時間勤務制度の対象を、小学校に入学するまでの子を持つ従業員に拡充した。
- ② 平成24年8月、「育児・介護休業等に関する規則」の中に、中学校3年生までの子を養育する従業員が利用できる「学校行事への参加のための休暇」を導入した。

4 その他の先進的取組

- ① 育児短時間勤務制度について、1日の所定労働時間を短縮する制度と併せて、1週間当たりの所定労働時間を短縮する制度、1週間または月の所定労働日数を短縮する制度を導入している。
- ② 年次有給休暇の権利発生のための算定に当たり、子の看護休暇、介護休暇及び子の学校行事のための休暇を取得した日を出勤したものとみなしている。